

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年7月1日～2021年7月7日)

令和3年(2021年)7月9日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>トスク元首相の野党「市民プラットフォーム」副党首選出及び党首代行就任 カチンスキ副首相の与党「法と正義」(PiS)党首再選及びモラヴィエツキ首相の同党副党首選出 与党「法と正義」(PiS)の下院における過半数議席回復 ラウ外相とマース独外相との会談 カチンスキ「法と正義」(PiS)党首による欧州の将来に関する宣言への署名 ラウ外相の北マケドニア訪問 米独立記念日に際するドゥダ大統領による祝辞の発出 トルコ空軍部隊のポーランドへの展開 モラヴィエツキ首相のベルリン・プロセス首脳会合出席 ラウ外相のルブリン・トライアングル外相会合への出席</p>									
<p>治安等</p> <p>ドヴォルチク首相府長官へのサイバー攻撃に関連する動向 ポーランド・スロバキア間の一部国境が閉鎖 在ポーランド・オーストラリア大使館に不審物が送付 警察官が飲酒運転容疑者に対して警告射撃 公安庁が共産主義をけん伝した容疑で男性を拘束</p>									
<p>経済</p> <p>「Polish Deal」基金の立ち上げ 利上げに関するグラピンスキ中央銀行総裁による発言 6月の購買担当者景気指数(PMI) 欧州委による経済見通し 欧州委員会、ポーランドの鉄道車両への投資(9,200万ユーロ)を承認 オランダの会社がポーランド交通ハブプロジェクトのマスタープランナーに選出 ソフトバンク・グループ、ポーランド靴通販サイトに1.3億ドル投資 国営電力会社(Enea)、ガス火力発電所建設を計画。既存石炭火力発電所を活用 トルーフ鉱山の採掘を巡る動向 ポーランド民間電力会社、カリニングラード原発計画の株式購入に関心 陸上風力発電に関する投資見込み</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 犠牲祭(イスラム教の祝日)期間に伴う注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 FAX 22 696 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

内 政

トウスク元首相の野党「市民プラットフォーム」副党首選出及び党首代行就任【3日】

3日、野党「市民プラットフォーム」(PO)は党大会を開催し、トウスク元首相を副党首に選出した。同時に、ボリス・ブトゥカ党首の党首辞任に伴い、同元首相は党首代行に就任した。

カチンスキ副首相の与党「法と正義」(PiS)党首再選及びモラヴィエツキ首相の同党副党首選出【3日及び4日】

3日、与党「法と正義」(PiS)は党大会を開催し、カチンスキ副首相をPiS党首に再選した。同副首相は、同党の党首を務めるのは今回で最後となる旨発言した。また、4日に開催された同党政務委員会において、モラヴィエツキ首相を含む6名が副党首に選出された。

与党「法と正義」(PiS)の下院における過半数議席回復【1日及び7日】

1日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、「共和党」(Partia Republikańska)所属のレフ・コワコフスキ下院議員が、「共和党」の代表として連立与党に参加することを発表した。同下院議員は2020年11月にPiSを離党していた。

7日、カチンスキPiS党首は、同日に会派「ポーランドの選択」(Wybór Polska)を離脱し「共和党」へ入党したアルカディウシ・チャルトリスキ下院議員が、連立与党へ参加することを発表した。同下院議員は、先月末にPiSを離党していた。2名の議員が連立与党へ参加した結果、同党は下院での過半数を回復した(定数460議席のうち231議席)。

外交・安全保障

ラウ外相とマース独外相との会談【1日】

1日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したマース独外相と会談を行った。同会談では、本年度締結30周年を迎えたポーランド・ドイツ善隣友好協力条約に関する二国間の問題について議論された。また、在外ポーランド人の問題も議題となり、ラウ外相は、ドイツ国内のポーランド人コミュニティが、ポーランド国内のドイツ人マイノリティと同様に同条約で保証された機会と権利を利用できるようにしたいと述べた。さらに、両外相は、東方パートナーシップを含む東方政策、EU拡大政策、トランスアトランティックな安全保障分野の問題についても議論した。ラウ外相は、同会談において、ポーランドがノルド・ストリーム2の建設に反対していることを改めて表明した。同会談後の共同記者会見において、ラウ外相は、第二次世界大戦におけるドイツの責任について、膨大な数の人命とポーランドの財産が失われたことは疑いの余地がないと指摘し、これらの犯罪に対する補償の方法は未解決のままであると述べた。これに対し、マース外相は、ドイツ人は第二次世界大戦の歴史的な責任を認めていると強調し、ドイツはポーランドを含めて補償を支払ってきており、終戦から75年が経過した今、賠償問題は法的にも政治的にも終結していると述べた。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首による欧州の将来に関する宣言への署名【2日】

2日、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ「法と正義」党首は、フランスの「国民連合」、イタリアの「同盟」、ハンガリーのフィデス等を含む欧州の右派・保守系の15の政党とともに、欧州の価値と国家の主

権を維持することを目的とした欧州の将来に関する宣言に署名した。同宣言は、伝統、歴史、家族の尊重に基づく協力を訴えるとともに、EUが「超国家」を築き上げようとしており、「道徳的に行き過ぎた活動」を行っているとは非難している。カチンスキ党首は、同宣言に署名した理由について、EUにおいて始動した「欧州の将来に関する会議」の目的が不明確であるためであると述べ、同会議の目的は、EUの発展に繋がらず、むしろ継続する危機を深めることになると指摘した。また、同党首は、EUが「超国家、中央集権、伝統的な社会構造の破壊を目的とした文化革命」に向かっていると警告し、そうした革命は多くの不幸と自由の制限をもたらすだけであると強調した。

ラウ外相の北マケドニア訪問【2日】

2日、ラウ外相は、オフリドで開催された「プレスパ合意対話フォーラム」に参加するため、北マケドニアを訪問した。同外相は、ポーランドは、西バルカン諸国との政治的・軍事的対話や改革支援の分野におけるNATOの広範な協力を一貫して支持していると述べ、ハイブリッド脅威や偽情報に対抗し、強固でレジリエントな国家を構築する上で、同地域におけるEUとNATOの協力関係を発展させることに賛成すると強調した。また、同外相は、ポーランドが西バルカン諸国の欧州への願望を強く支持していることを強調し、スロベニアがEU議長国を務める間に、北マケドニアとアルバニアとの加盟交渉開始を支持すると述べた。北マケドニアの国名を巡るギリシャとの紛争を終結させたプレスパ合意の締結3周年を記念した同フォーラムは、北マケドニア政府が主催し、米国、西バルカン関係諸国、トルコ、欧州委員会等が参加

した。

米独立記念日に際するドゥダ大統領による祝辞の発出【4日】

4日、ドゥダ大統領は、米国の独立記念日にあたり、バイデン大統領に対して祝辞を発出した。ドゥダ大統領は、ポーランドと米国が何世紀にもわたる伝統的な友情の絆に加え、共通の価値観や戦略的パートナーシップ、同盟の義務と戦友としての絆によって結ばれていると強調した。また、同大統領は、米国に多く存在するポーランド系米国人は両国と国民の間の不変のつながりを象徴していると指摘した。さらに、近年の協力関係について、二国間の経済関係、ポーランド軍の近代化、液化天然ガスや原子力を含むエネルギー、三海域イニシアティブといった分野で具体的な成果をもたらしていると述べた。

トルコ空軍部隊のポーランドへの展開【6日】

6日、トルコ空軍のF-16戦闘機(4機)がバルト海空域警戒任務に参加するため、ポーランド・マルボルク空軍基地に到着した。トルコ空軍が同任務に戦闘機を派遣するのは今回で二回目、同任務に参加するのは三回目となるが、マルボルクに展開するのは初めてとなる。なお、9月中旬までに80名のトルコ空軍部隊が同地に派遣される予定である。

モラヴィエツキ首相のベルリン・プロセス首脳会合出席【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、ビデオ会合形式で実施された西バルカン首脳会合の一環として、ベルリン・プロセス参加国による首脳会合に出席した。同会合では、ベルリン・プロセスの7年間の活動を総括し、同地域の経済開発を強化するために必要な行動について議論された。モラヴィエツキ首相は、EUの拡

大政策と西バルカン諸国のEUへの願望に対する支持を強調し、ポーランドが政治的、経済的、専門的な次元において同地域にさらに関与していくことを表明した。ベルリン・プロセスは、EUの拡大政策を補完する形で、西バルカン半島の地域協力や経済発展、改革を支援するために2014年にベルリンで発足した。EU諸国では、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、フランス、ギリシャ、ドイツ、スロベニア、イタリアが参加しているほか、英国も名を連ねている。ポーランドは、2018年に参加し、2019年には議長国を務め、ポズナンで首脳会合を開催した。

ラウ外相のルブリン・トライアングル外相会合への出席【7日】

7日、リトアニアを訪問したラウ外相は、ポーランド・リトアニア・ウクライナの枠組みであるルブリン・トライアングル外相会合に出席した。同会談後、外相らは、3か国の共通の遺産と価値に関する宣言に署名した。同宣言は、欧州の政治、法、文化の歴史を形成する上で重要な役割を果たしてきた3か国の共通遺産を想起させるものであり、今日のポーランド・ウクライナ・リトアニアの領土では、民主主義の伝統と市民的自由が発展し、それが独立運動やこの地域の国々の欧州人としてのアイデンティティの形成に影響を与え、重要なレファレンスとなったことを強調している。また、同会合では、ルブリン・トライアングルの発展のためのロードマップが署名された。同文書では、3か国の政治対話や共同イニシアティブの実施、安全保障・防衛、エネルギー安全保障、サイバーセキュリティの分野での協力関係を拡大するための主な方向性が示されているほか、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響に対抗するためのイニシアティブや経済的、文化的、学術的な支援、ハイブリッドや偽情報脅威に対抗するための戦略について触れている。

治 安 等

ドヴォルチク首相府長官へのサイバー攻撃に関連する動向【1日】

1日、当地報道機関は、ロシアのSNSテレグラム上にドヴォルチク長官のメールアドレスから流出した新たな情報が掲載されたと報じた。報道によると、昨年の大統領選挙に関する内容で、ドヴォルチク長官とヤブウォンスキ外務次官などの政府高官がLGBT問題を話題にしたメールのやりとりが掲載されているという。

2日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付きのジャーリン報道官は、本件に関連して、ABWが下院所属議員数名のメールアドレスが標的にされていたことを突き止めた旨発表した。今回標的とされたのは、与党「法と正義」(PiS)のみならず、野党の「左派」(Lewica)、「ポーランド2050」(Polska 2050)、「市民連合」(KO)、「連帯」(Konfederacja)に

所属する議員の公用メールアドレスであったという。

ポーランド・スロバキア間の一部国境が閉鎖【5日】

国境警備隊の発表によると、スロバキア国境警察は、7月5日19時以降、新型コロナウイルス感染症に対する防疫対策の観点から、スロバキアへの入国者に対する検査を強化するという。また、本件に関連して、一部のポーランド・スロバキア間の国境が閉鎖されるとのことである。

在ポーランド・オーストラリア大使館に不審物が送付【6日】

6日、爆発性物質が内包されている可能性がある郵便物が在ポーランド・オーストラリア大使館に送付され、警察・消防などが同大使館に出動する事案が発生した。警察によると、同郵便物を検査した結果、

爆発の危険がある物質は含まれていなかったという。なお、本年6月25日にも、在ポーランド米国大使館に対して、不審物が送付されるという事件が発生している。

警察官が飲酒運転容疑者に対して警告射撃【6日】

6日、警察官が、ワルシャワ中心部で飲酒運転の疑いのある男性に対して、自動車を停車させるよう警告したものの、同男性は警告を無視して走行を続けたため、同警察官は警告する目的で拳銃を発砲した。最終的に同男性は車を停車させ、アルコール検査を受けたところ、呼気中にアルコールが含まれて

いることが判明したため、警察は同男性を拘束した。

公安庁が共産主義をけん伝した容疑で男性を拘束【7日】

7日、公安庁(ABW)は、共産主義体制をけん伝し、共産主義国家の建設や革命を訴えた男性を拘束したと発表した。公安庁の発表によると、男性は、全体主義体制の推進にかかる容疑のほか、ワルシャワに所在するロマン・ドモフスキ像の破壊を始めとする、過激派による違法行為を助長した疑いがあるという。一部報道では、同男性は、国会議員ワンダ・ノヴィツカ氏の息子であると指摘されている。

経 済

経済政策

「Polish Deal」基金の立ち上げ【1日】

1日、モラヴィエツキ首相は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」を実施するための基金の設立を発表した。パイロットフェーズとして、200億ズロチ(約44.2億ユーロ)の予算を予定しており、国家政策投資銀行(BGK)は、本件第一ラウンドの事業に関し、地方政府からの申請を7月2日から7月30日まで受け付ける。同首相は、新型コロナウイルス感染症による開発の負債は同基金のおかげで急速に埋めることが可能であるとしたほか、ポーランドはEU基金から7,700億ズロチ(約1,704.7億ユーロ)の割り当てを確保していると述べた。

利上げに関するグラピンスキ中央銀行総裁による発言【5日】

グラピンスキ中央銀行総裁は、インタビューにおいて、年内の利上げの可能性に言及した。同総裁は、今後需要に牽引される形で物価上昇が進む場合、中央銀行は対応を行うと述べ、利上げは2021年秋又は2022年中頃に行われる可能性があると言った。2022年上半期の利上げ可能性は既に言われていたことである一方、同総裁が2021年秋の可能性を示唆するのは今回が初めてである。また、同総裁は、現在のインフレは一時的な現象で、中央銀行のコントロール外の要因により生じているとし、現時点で利上げを行う必要はないと述べた。

マクロ経済動向・統計

6月の購買担当者景気指数(PMI)【1日】

IHS Markitによると、6月の購買担当者景気指数(PMI)は、59.4ポイントと前月の57.2ポイントから上昇し、過去最高となった。全ての指標がポジティブな傾向を見せており、特に新規受注の伸びの寄与度が高かった。新規受注の伸びに伴い、雇用及び生産高も大きく伸びた一方、受注残・未処理ビジネスが類を見ないペースで増加した。

2022年には3.1%に低下すると予測した。新型コロナウイルス感染症の制限措置の緩和や消費者マインドの高まり及び繰延需要の解放による個人消費の伸びにより、2021年第3四半期に経済回復が加速すると見ている。コシチンスキ財務・基金・地域政策大臣は、欧州委の報告について、ポーランドはEU加盟国内でも昨年の不況が最も軽微な国の一つであることを示しており、ポーランド経済はコロナ禍において比較的良好的なパフォーマンスを見せたことが改めて確認されたと述べた(2020年のポーランドのGDP成長率はマイナス2.7%。唯一プラス成長を達成したアイルランド以外で、ポーランドよりマイナス成長率が低かった国はリトアニアとルクセンブルグのみ、デンマークは同率であった)。

欧州委による経済見通し【7日】

7日、欧州委は2021年夏期経済見通しを発表し、GDP成長率については、2021年は4.8%、2022年は5.2%との見通しを示した(前回発表時はそれぞれ4%、5.4%と予測していた)。また、物価上昇率については、2021年は4.2%まで上昇した後、2

ポーランド産業動向

欧州委員会、ポーランドの鉄道車両への投資(9,200万ユーロ)を承認【1日】

欧州委員会は、EUの構造基金を財源とする、ポーランドの鉄道会社PKPインターシティの車両へ

の9,200万ユーロの投資を承認した。PKPインターシティは、同資金を使い183両の鉄道車両、20台の電気エンジン等を購入する。

オランダの会社がポーランド交通ハブプロジェクトのマスタープランナーに選出【3日】

ポーランド交通ハブプロジェクト（STH）のマスタープランナーに、オランダのNACO（Netherlands Airport Consultants）が選出された。当該入札は2020年10月に実施されたが、11月に入札基準を満たす入札はなかったとして、入札を取り消した。その後、本年5月に再度入札が実施された。契約は、不服申し立ての手続きを含め、すべての手続きが遵守された後に締結される。契約締結後、NACOは、13か月以内に計画を完成させなければならない。

ソフトバンク・グループ、ポーランド靴通販サイトに1.3億ドル投資【6日】

靴の小売りでポーランド最大手のCCCは、傘下の靴通販サイト「eobuwie」にソフトバンク・グループが5億ズロチ（1億3000万ドル）を投資すると発表した。CCCは「今回の取引により、eobuwie.plの事業計画のために適切な水準の資金を確保することができる。事業拡大に弾みが付き、同社のファンダメンタルズを強化できる」と表明した。この取引により、ソフトバンクは、ソフトバンク・インベストメント・アドバイザーズ投資ディレクターであるカロール・ニウイアドムスキー氏をeobuwie.plの監査役会のメンバーに任命した。

エネルギー・環境

国営電力会社（Enea）、ガス火力発電所建設を計画。既存石炭火力発電所を活用【1日】

国営電力会社（Enea）は、当地日刊紙のインタビューで、コジェニツェ（Koziencice）に1,100MWのガス火力発電所2基、又は700MWのガス火力発電所3基を建設することが可能であり、これら発電所の基礎として既存の石炭火力発電所を使用することができる」と述べた。また、これにより、同社は20億ズロチ（4億4,200万ユーロ）のコストを削減可能で、ゼロから発電所を建設する場合と比較し早期に建設することが可能だと述べた。

トルーフ鉱山の採掘を巡る動向【3～7日】

ソボン国有財産副大臣は、8日に予定されている交渉は、受け入れがたい政府間協定の草案をチェコ側が提案したため容易ではないと語った。また、モラヴィエツキ首相は、バビシュ・チェコ首相に宛てた書簡において、8日から始まる交渉がスムーズに進んでいないことを訴え、チェコ側に善意がなく、すでに合意した点を再検討していることを非難した。モラヴィエツキ首相によれば、チェコ側が作成した二国間協定は、5月24日の首脳会談での取り決めとはかけ離れているという。また、ポーランドは、欧州司法裁判所（ECJ）に対し3つの申請（①チェコが要請した罰則規定（1日あたり500万ユーロの罰金）に関する回答、②鉱山の採掘停止を命じたECJの命令の廃止、③検討の順番を①よりも②を先にするよう要求）を行った。2021年10月に予定されているチェコの議会選挙まで交渉が続く恐れがあり、両国の合意がなければ、ECJでの審議は2022年まで続く可能性がある。

ポーランド民間電力会社、カーニングラード原発計画の株式購入に関心【5～6日】

5日、当地シンクタンク Polityka Insight は、ポーランド民間電力会社 ZE PAK とハンガリー電力会社が、ロシアの国営エネルギー大手 Rosatom が所有

するロシア・カーニングラード州のバルト海原子力発電所（BEJ）プロジェクト（2,400MW）の株式の一部を購入するために投資する可能性がある」と報じた。これに対し ZE PAK 社は、原子力分野に参入するにあたり、ポーランド国外での投資や海外パートナーとの協力など、様々な選択肢を検討していると述べた。また、今回の買収は現在分析中であるが、発電所の資本を管理し、PSE（ポーランド送電会社）の送電網をコントロールすることができて、初めて実現すると強調している。

同プロジェクトは、ポーランドとリトアニアが同発電所で発電されたエネルギーの輸入に関心を示さなかったため、2013年から中断されていた。ポーランドは、バルト三国のエネルギーシステムをEUと同期化（2025年予定）させた後は、ロシアやベラルーシとのエネルギー接続を行わないよう主張していたため、リトアニアにとって非常に驚くべきことであり、憂慮すべきことである。ポーランド政府関係者は、計画は民間主導であり、国は同発電所で発電されたエネルギーを購入するつもりはないと非公式にコメントしている。

陸上風力発電に関する投資見込み【6～7日】

ポーランド風力エネルギー協会（PSEW）は、開発・労働・技術省が検討している、陸上風力発電所に関する規制（居住建築物から風車の高さの10倍（約2km）以上離さなければならない）の緩和により、国内外の投資家がポーランドでの風力発電所建設に関心を持つようになったと主張している。今後10年以内に600万～1,000万KWの新規発電所が建設される可能性があり、これは年間50億～60億ズロチの投資額に相当するという同省の試算に同意している。また、オランダの電力会社（EDP Renewables）は、陸上の風力発電所に関する規制が緩和された場合、2025年までに少なくとも10億ユーロをポーランドに投資することを計画していると報じられている。なお、同省は、現在、同改正法案の

パブリックコメントで寄せられた約400件の意見を検討している。最終版は、休暇期間後に政府によって

承認され、秋に開催される欧州議会に提出される予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3) ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

犠牲祭(イスラム教の祝日)期間に伴う注意喚起

既に外務省海外安全ホームページより広域情報が発出されていますが、7月20日(火)から7月23日(金)頃(国・地域によって前後する可能性があります)までは、イスラム教の犠牲祭(イード・アルアドハー。一部の地域ではクルバンやタバスキとも言われます)の期間に当たります。犠牲祭は、イスラム教徒によるサウジアラビアの聖地メッカへの大巡礼が終わりを迎えるイスラム暦12月10日から3~4日間行われ、この間、イスラム圏の国々では休日となります。また、欧米諸国等の非イスラム圏においても、イスラム教徒が多数居住する地区等では、犠牲祭にかかわる宗教行事が行われることがあります。

大規模行事はテロ等の標的になりやすいとされています。現在のところ、犠牲祭に際してテロの実行を呼びかける声明などは確認されていませんが、上記「欧州でのテロ等に対する注意喚起」に記載の安全対策を取るよう心がけてください。また、テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆う

ことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙にお

ける投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)